

令和 8 年 3 月 5 日

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 8 年 3 月 会 議
議 案

附 議 議 案

議 案 番 号	件 名
報 告 第 8 号	専決処分について (令和7年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算(第5号))
議案第44号	洞爺湖町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第45号	洞爺湖町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第46号	洞爺湖町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について
議案第47号	洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第48号	洞爺湖町職員の旅費に関する条例の一部改正について
議案第49号	洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第50号	洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正について
議案第51号	洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第52号	洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第53号	洞爺湖町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第54号	洞爺湖町介護保険条例の一部改正について
議案第55号	洞爺湖町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第56号	洞爺湖町体育施設条例の一部改正について

- 議案第 57 号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について
- 議案第 58 号 洞爺湖町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
- 議案第 59 号 令和 7 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 議案第 60 号 令和 7 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 61 号 令和 7 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 62 号 令和 7 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 63 号 令和 7 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 64 号 令和 7 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 65 号 令和 8 年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算
- 議案第 66 号 令和 8 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 67 号 令和 8 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算
- 議案第 68 号 令和 8 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 69 号 令和 8 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算
- 議案第 70 号 令和 8 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計予算
- 議案第 71 号 令和 8 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算

報告第8号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記

令和7年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第5号）

令和8年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

専 決 処 分 書

令和7年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第5号）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和8年1月23日

洞爺湖町長 下 道 英 明

令和7年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第5号）

令和7年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,622千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,993,143千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第44号

洞爺湖町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
制定について

洞爺湖町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のよ
うに定める。

令和8年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条 - 第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条 - 第25条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」とい
う。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の
3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ）の設備及び運営
に関する基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるもの
とする。

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切
な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支
援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児
等通園支援事業として行う法第6条の3条23項の乳児又は幼児への遊び及び
生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以

下同じ。)を提供することにより、利用乳幼児(乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。)が心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のための自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業者は、他の社会福祉施設等を併せて設置するとき、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防まん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容

- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こ

も園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業所を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業所に係る利用定員(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。以下同じ。)の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段
		2 屋外階段

	避難用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号の要件を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（北海道の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

- (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（設備及び職員の基準の特例）

第23条 子ども・子育て支援法第30条第1項第4項に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、第21条及び前条の規定は適用しない。

（乳児等通園支援の内容）

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第

1号)

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雑則

（電磁的記録）

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は令和8年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の規定に基づく認可の手続き等の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第45号

洞爺湖町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定 について

洞爺湖町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和8年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第2条）
- 第2章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準
 - 第1節 利用定員に関する基準（第3条）
 - 第2節 運営に関する基準（第4条 - 第32条）
- 第3章 雑則（第33条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支

給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する特定地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

い。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援給付認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申し込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申し込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条1項に規定する教育・

保育等をいう。)の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する費用の額の受領)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適

当と認められるもの

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な

把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支給給付認定保護者に関する市町村への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該乳児等支援給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その他提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに特定乳児等通園支援の提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払いを受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の特定乳児等通園支援事業の利用にあたっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払いを受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による費用の額の支払の状況によって、差別的扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該

乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第

30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備

及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信

し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書または電磁的方法による承認を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、

「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第46号

洞爺湖町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について

洞爺湖町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例を次のように定める。

令和8年3月5日提出

洞爺湖町長 下道英明

洞爺湖町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）の規定に基づき町が実施する学校給食に係る学校給食費（法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。以下同じ。）の徴収及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校給食の実施)

第2条 町は、法第4条の規定に基づき、町が設置する町立学校（洞爺湖町立学校設置条例（平成18年条例第71号）で定める学校をいう。）に在籍する全ての児童及び生徒を対象に学校給食を実施するものとする。

2 町長は、必要があると認めるときは、前項の規定に定める者以外の者に学校給食を実施することができる。

(学校給食の区分)

第3条 町が実施する給食の型は、学校給食法施行規則（昭和29年文部科学省令第24号）に基づく完全給食とする。

(学校給食費の額)

第4条 学校給食費の額は、教育委員会が別に定める額とする。

(学校給食費の徴収)

第5条 町長は、次に掲げる者（以下「保護者等」という。）から学校給食費を徴収する。

- (1) 学校給食の実施を受けた児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和2年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）
- (2) 第2条第2項の規定により学校給食の実施を受けた者

（学校給食費の納付）

第6条 保護者等は、町長が別に定める日までに学校給食費を納付しなければならない。

（施行細目）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第47号

洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正について

洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月5日提出

洞爺湖町長 下道英明

洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号ア中「自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道2キロメートル以上5キロメートル未満である職員 2,000円」を削り、同号イ中「使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円」を削り、同号ウ中「使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円」を削り、同号エ中「使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円」を削り、同号オ中「使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円」を削り、同号カ中「使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円」を削り、同号キ中「使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円」を削り、同号ク中「使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円」を削り、同号ケ中「使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円」を削り、同号コ中「使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円」を削り、同号サ中「使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円」を削り、同号シ中「使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円」を削り、同号ス中「使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円」を削り、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を

加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「に係る最初の月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第48号

洞爺湖町職員の旅費に関する条例の一部改正について

洞爺湖町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

洞爺湖町職員の旅費に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

（日当）

別表第1（第16条、第17条、第18条、第20条関係）

車賃 (1キロメートルに つき)	日当 (1日につき)		宿泊料 (1夜につき)	
	道内	道外	道内	道外
円 37	円 2,000	円 3,000	円 11,800	円 13,100

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第49号

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正について

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

洞爺湖町国民健康保険税条例（平成18年洞爺湖町条例第106号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「〔介護納付金という。〕」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第5条中「23,700円」を「24,800円」に改める。

第5条の2第1号中「25,400円」を「26,100円」に改め、同条第2号中「12,700円」を「13,050円」に改め、同条第3号中「19,050円」を「19,575円」に改める。

第6条中「100分の2.06」を「100分の2.19」に改める。

第7条の2中「7,400円」を「7,800円」に改める。

第7条の3第1号中「6,500円」を「7,100円」に改め、同条第2号中「3,250円」を「3,550円」に改め、同条第3号中「4,875円」を「5,325円」に改める。

第8条中「100分の1.29」を「100分の1.45」に改める。

第9条の2中「5,500円」を「6,300円」に改める。

第9条の3中「5,000円」を「5,500円」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)
第9条の4 第2条第5項の所得割額は基礎控除後の総所得額等に100分の0.29を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金の課税額の均等割額)
第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,000円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)
第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,000円

- (2) 特定世帯 500円
- (3) 特定継続世帯 750円

第23条第1項各号列記以外の部分中「並びに」を「、」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキ及びケまでに掲げる額を減額して得た額」を加え、同項第1号ア中「16,590円」を「17,360円」に改め、同号イ(ア)中「17,780円」を「18,270円」に改め、同号イ(イ)中「8,890円」を「9,135円」に改め、同号イ(ウ)中「13,335円」を「13,703円」に改め、同号ウ中「5,180円」を「5,460円」に改め、同号エ(ア)中「4,550円」を「4,970円」に改め、同号エ(イ)中「2,275円」を「2,485円」に改め、同号エ(ウ)中「3,413円」を「3,728円」に改め、同号オ中「3,850円」を「4,410円」に改め、同号カ中「3,500円」を「3,850円」に改め、同号に次のように加える。

- キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について700円
- ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について70円
- ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 700円
 - (イ) 特定世帯 350円
 - (ウ) 特定継続世帯 525円

第23条第1項第2号ア中「11,850円」を「12,400円」に改め、同号イ(ア)中「12,700円」を「13,050円」に改め、同号イ(イ)中「6,350円」を「6,525円」に改め、同号イ(ウ)中「9,525円」を「9,788円」に改め、同号ウ中「3,700円」を「3,900円」に改め、同号エ(ア)中「3,250円」を「3,550円」に改め、同号エ(イ)中「1,625円」を「1,775円」に改め、同号エ(ウ)中「2,438円」を「2,663円」に改め、同号オ中「2,750円」を「3,150円」に改め、同号カ中「2,500円」を「2,750円」に改め、同号に次のように加える。

- キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険

者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について500円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 500円

（イ） 特定世帯 250円

（ウ） 特定継続世帯 375円

第23条第1項第3号ア中「4,740円」を「4,960円」に改め、同号イ（ア）中「5,080円」を「5,220円」に改め、同号イ（イ）中「2,540円」を「2,610円」に改め、同号イ（ウ）中「3,810円」を「3,915円」に改め、同号ウ中「1,480円」を「1,560円」に改め、同号エ（ア）中「1,300円」を「1,420円」に改め、同号エ（イ）中「650円」を「710円」に改め、同号エ（ウ）中「975円」を「1,065円」に改め、同号オ中「1,100円」を「1,260円」に改め、同号カ中「1,000円」を「1,100円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について200円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 200円

（イ） 特定世帯 100円

（ウ） 特定継続世帯 150円

第23条第2項第1号ア中「3,555円」を「3,720円」に改め、同号イ中「5,925円」を「6,200円」に改め、同号ウ中「9,480円」を「9,920円」に改め、同号エ中「11,850円」を「12,400円」に改め、同項第2号ア中「1,110円」を「1,170円」に改め、同号イ中「1,850

円」を「1,950円」に改め、同号ウ中「2,960円」を「3,120円」に改め、同号エ中「3,700円」を「3,900円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 150円
- イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 250円
- ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 400円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 500円

第23条第3項に次の2号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

附則第11項、第12項及び第14項から第21項までの規定中「第8条」の次に「、第9条の4」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の洞爺湖町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第50号

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正について

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年洞爺湖町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（乳児等通園支援事業利用料）

第4条 町長は、町立保育所において乳児又は幼児に乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第1項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）による乳児等通園支援（洞爺湖町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和8年洞爺湖町条例第号）第2条に規定する乳児等通園支援をいう。）を提供したときの利用料は、零とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第51号

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第25条中「児童福祉法第33条の10各号」を「児童福祉法第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第52号

洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

洞爺湖町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年洞爺湖町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第12条中「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改める。

第16条第1項第2号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児 （以下「乳幼児」という。）の利用開 始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康 診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診 断又は臨時の健康診断

第23条第2項中「修了した保育士」の次に「（北海道が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）である場合には、保育士又は北海道の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））」を加える。

第29条第1項、第31条第1項、第44条第1項及び第47条第1項中「保育士」の次に「（北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。））」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第53号

洞爺湖町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

洞爺湖町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

洞爺湖町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第10条第4項第1号中「保育士」の次に「(北海道が法第18条の27第
1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に
係る法第18条の29に規定する地域限定保育士)」を加える。

第12条中「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に
改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第54号

洞爺湖町介護保険条例の一部改正について

洞爺湖町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町介護保険条例の一部を改正する条例

洞爺湖町介護保険条例（平成18年洞爺湖町条例第107号）の一部を次のように改正する。

附則を次のように改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成18年3月27日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の虻田町介護保険条例（平成12年虻田町条例第12号）、洞爺村介護保険条例（平成12年洞爺村条例第5号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

第3条 施行日の前日までに、合併前の条例の規定に基づいて課した、又は課すべきであった保険料については、なお合併前の条例の例による。

第4条 施行日以後に平成17年度分として課すべき保険料に係る保険料額の算定については、なお合併前の条例の例による。ただし、納期については、第6条の規定による。

第5条 施行日以後に本町に転入した者に対して課する保険料については、それぞれ、その転入した合併前の虻田町、洞爺村（以下「合併前の町村」という。）の区域に係る規定を適用する。

第6条 施行日以後に、合併前の区域を異にして転居をした又は転居をする者に係る保険料の額は、合併前に住所を有していた町村の保険料率による。また、施行

日以後に、第1号被保険者の資格を取得した又は取得する者についても、同様とする。

第7条 施行日から平成18年3月31日までの間にあっては、施行日前に介護保険施設（法第7条第19項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）に入所したことにより合併前の町の区域を異にして転居をした者及び施行日以後に介護保険施設に入所することにより合併前の町村の区域を異にして転居をする者に係る保険料については、法第13条の規定による住所地特例を適用し、それぞれ、介護保険施設に入所する前において住所を有していた合併前の町村における合併前の条例の例による。他の市町村の介護保険施設に、施行日前に入所した又は施行日以後に入所することにより、同条の規定による住所地特例の適用を受けることとなる者に係る保険料についても、同様とする。

第8条 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

第9条 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合においては、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律等の整備に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）

第10条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、町長が定める日の翌日から行うものとする。

第11条 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、町長が定める日の翌日から行うものとする。

第12条 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、町

長が定める日の翌日から行うものとする。

(新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例)

第13条 新型コロナウイルス感染症の影響により第12条の規定の適用を受ける者については、同条第2項の規定にかかわらず、同項に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出した場合において、町長が必要と認めるときは、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている保険料の全部又は一部について減免する。

第14条 新型コロナウイルス感染症の影響により第12条の規定の適用を受けようとする者については、同条第2項の規定にかかわらず、同項に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出した場合において、町長が必要と認めるときは、令和2年度分及び令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている保険料の全部又は一部について減免する。ただし、令和2年度分の保険料にあつては、令和2年度末に資格を取得したことにより、令和3年4月以降に普通徴収の納期限が設定されている場合に限る。

第15条 新型コロナウイルス感染症の影響により第12条の規定の適用を受けようとする者については、同条第2項の規定にかかわらず、同項に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出した場合において、町長が必要と認めるときは、令和3年度分及び令和4年度分の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている保険料の全部又は一部について減免する。ただし、令和3年度分の保険料にあつては、令和3年度末に資格を取得したことにより、令和4年4月以降に普通徴収の納期限が設定されている場合に限る。

(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)

第16条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収

入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

- 2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別

控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第17条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

- (1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除

く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を

控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第5条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第55号

洞爺湖町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部
改正について

洞爺湖町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和8年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

洞爺湖町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例（平成27年
3月9日条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

第4条第1項中「員数」の次に「(地域包括支援センター運営協議会（省令第140
条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。次項にお
いて同じ。))が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案し
て必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の
勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数
で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数
に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同項
第3号中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。次項において「省
令」という。）」を「省令」に改め、同条第2項第2号中「(省令第140条の66第
1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。次号及び次条におい
て同じ。）」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第56号

洞爺湖町体育施設条例の一部改正について

洞爺湖町体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町体育施設条例の一部を改正する条例

洞爺湖町体育施設条例（平成18年洞爺湖町条例第82号）の一部を次のように改正する。

第2条中「洞爺湖町プール」の項を削る。

別表第1（第5条関係）中「洞爺湖町プール」の項を削る。

別表第2（第8条関係）中第2項を削り、第3項を第2項に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する

議案第57号

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定について

西いぶり定住自立圏における定住自立圏の形成に関する協定を別紙のとおり締結したいので、定住自立圏の形成に関する協定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

議案第58号

洞爺湖町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

当町における過疎地域持続的発展市町村計画（令和8年度～令和12年度）を別冊のとおり策定したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

議案第59号

令和7年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第6号）

令和7年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ69,932千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,923,211千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年3月5日提出

洞爺湖町長 下道英明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 町 税		1,216,300	56,200	1,272,500
	1. 町 民 税	366,140	55,200	421,340
	2. 固 定 資 産 税	561,700	6,000	567,700
	4. 町 た ば こ 税	84,000	△ 5,000	79,000
11. 地 方 交 付 税		3,647,622	65,309	3,712,931
	1. 地 方 交 付 税	3,647,622	65,309	3,712,931
13. 分 担 金 及 び 負 担 金		69,721	△ 6,800	62,921
	1. 分 担 金	31,592	△ 1,200	30,392
	2. 負 担 金	38,129	△ 5,600	32,529
14. 使 用 料 及 び 手 数 料		203,713	400	204,113
	1. 使 用 料	173,402	400	173,802
15. 国 庫 支 出 金		1,005,495	△ 90,099	915,396
	1. 国 庫 負 担 金	350,864	△ 7,537	343,327
	2. 国 庫 補 助 金	630,639	△ 82,244	548,395
	3. 委 託 金	23,992	△ 318	23,674
16. 道 支 出 金		354,271	10,489	364,760
	1. 道 負 担 金	212,379	△ 34	212,345
	2. 道 補 助 金	120,305	11,592	131,897
	3. 委 託 金	21,587	△ 1,069	20,518
17. 財 産 収 入		175,804	7,153	182,957
	1. 財 産 運 用 収 入	21,802	7,153	28,955
18. 寄 附 金		293,149	5,100	298,249
	1. 寄 附 金	293,149	5,100	298,249

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議 会 費		66,424	△ 1,120	65,304
	1. 議 会 費	66,424	△ 1,120	65,304
2. 総 務 費		1,226,058	58,052	1,284,110
	1. 総 務 管 理 費	1,158,310	62,361	1,220,671
	2. 徴 税 費	10,456	△ 100	10,356
	3. 戸籍住民基本台帳費	28,485	△ 2,640	25,845
	4. 選 挙 費	19,498	△ 500	18,998
	5. 統 計 調 査 費	8,160	△ 1,069	7,091
3. 民 生 費		2,331,126	△ 113,757	2,217,369
	1. 社 会 福 祉 費	1,384,068	△ 61,689	1,322,379
	2. 国 民 年 金 費	33	187	220
	3. 医 療 助 成 費	204,743	△ 8,000	196,743
	4. 児 童 福 祉 費	193,557	△ 7,685	185,872
	5. 保 育 所 費	545,690	△ 36,373	509,317
	6. 災 害 救 助 費	3,035	△ 197	2,838
4. 衛 生 費		485,180	△ 9,978	475,202
	1. 保 健 衛 生 費	179,271	△ 1,601	177,670
	2. 環 境 衛 生 費	68,744	△ 7,427	61,317
	4. 清 掃 費	233,835	△ 722	233,113
	5. 公 害 対 策 費	3,120	△ 228	2,892
5. 労 働 費		3,700	△ 320	3,380
	1. 労 働 費	3,700	△ 320	3,380

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 農林水産業費		247,645	△ 3,844	243,801
	1. 農業費	151,324	△ 2,113	149,211
	3. 水産業費	87,830	△ 1,731	86,099
7. 商工費		280,999	△ 3,800	277,199
	1. 商工費	54,123	△ 126	53,997
	2. 観光費	226,876	△ 3,674	223,202
8. 土木費		965,720	33,014	998,734
	2. 道路橋梁費	320,658	65,228	385,886
	4. 公園及び緑化費	31,495	△ 2,983	28,512
	5. 都市計画費	268,187	△ 106	268,081
	6. 住宅・建築費	299,638	△ 29,125	270,513
9. 消防費		513,034	△ 9,747	503,287
	1. 消防費	513,034	△ 9,747	503,287
10. 教育費		669,436	△ 11,676	657,760
	1. 教育総務費	126,956	△ 2,460	124,496
	2. 小学校費	204,587	△ 4,680	199,907
	3. 中学校費	149,696	△ 790	148,906
	4. 社会教育費	85,028	△ 1,941	83,087
	5. 保健体育費	103,169	△ 1,805	101,364
12. 給与費		1,169,976	△ 7,000	1,162,976
	1. 給与費	1,169,976	△ 7,000	1,162,976
13. 予備費		59,307	244	59,551
	1. 予備費	59,307	244	59,551
歳出合計		8,993,143	△ 69,932	8,923,211

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	公有財産管理事業	28,050 千円
2 総務費	1 総務管理費	物価高騰支援地域通貨発行事業	41,148 千円
3 民生費	1 社会福祉費	生活者支援給付金事業	7,453 千円

第3表 地方債補正

1. 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
指定避難所トイレ洋式化改修事業	26,800	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又はその他資金とし、その融資条件による。 ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

2. 変更

(単位：千円)

起債の 目的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
役場本庁 舎長寿命 化事業	59,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる資金に ついて、利 率見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率)	政府資金又 はその他資 金とし、その 融資条件に よる。 ただし、町財 政の都合に より措置期 間及び償還 期限を短縮 し、もしくは 繰上償還又 は低利に借 換えること ができる。	56,900	同左	同左	同左
保育所統 合複合化 施設建設 事業	270,500	同上	同上	同上	254,100	同上	同上	同上
集会所解 体事業	104,200	同上	同上	同上	95,400	同上	同上	同上
火葬場 解体事業	43,100	同上	同上	同上	39,600	同上	同上	同上
道営土地 改良事業	34,000	同上	同上	同上	31,700	同上	同上	同上
虻田漁港 整備事業	18,300	同上	同上	同上	17,800	同上	同上	同上
洞爺湖温 泉地区等 街路灯改 修事業	17,100	同上	同上	同上	16,900	同上	同上	同上

(単位：千円)

起債の 目的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
橋梁長寿 命化事業	16,100	同上	同上	同上	13,400	同上	同上	同上
町営住宅長 寿命化改修 事業	122,400	同上	同上	同上	108,200	同上	同上	同上
通信指令台 更新事業	156,700	同上	同上	同上	156,200	同上	同上	同上
災害対応ド ローン整備 事業	600	同上	同上	同上	400	同上	同上	同上
多機能型積 載車更新 事業	25,600	同上	同上	同上	23,800	同上	同上	同上
J-ALE RT新型受 信機更新 事業	3,400	同上	同上	同上	6,600	同上	同上	同上
学校施設空 調設備整備 事業	91,700	同上	同上	同上	84,000	同上	同上	同上
学校移転 改修事業	51,000	同上	同上	同上	24,100	同上	同上	同上
小学校トイ レ洋式化 改修事業	10,800	同上	同上	同上	2,700	同上	同上	同上

議案第60号

令和7年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24,885千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,179,082千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月5日提出

洞爺湖町長 下道英明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 国民健康保険税		166,424	5,000	171,424
	1. 国民健康保険税	166,424	5,000	171,424
2. 道 支 出 金		875,269	△ 22,000	853,269
	1. 道 負 担 金	875,269	△ 22,000	853,269
4. 繰 入 金		159,000	△ 8,000	151,000
	1. 繰 入 金	159,000	△ 8,000	151,000
7. 国 庫 支 出 金		0	115	115
	1. 国 庫 補 助 金	0	115	115
歳 入 合 計		1,203,967	△ 24,885	1,179,082

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		39,192	△ 1,891	37,301
	1. 総務管理費	37,886	△ 1,791	36,095
	3. 運営協議会費	238	△ 100	138
2. 保険給付費		863,732	△ 22,000	841,732
	1. 保険給付費	863,732	△ 22,000	841,732
4. 保健事業費		15,626	△ 863	14,763
	1. 保険事業費	9,581	△ 126	9,455
	2. 特定健康診査等事業費	6,045	△ 737	5,308
8. 予備費		3,915	△ 131	3,784
	1. 予備費	3,915	△ 131	3,784
歳出合計		1,203,967	△ 24,885	1,179,082

議案第61号

令和7年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70,394千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,296,411千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月5日提出

洞爺湖町長 下道英明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料		219,176	360	219,536
	1. 介護保険料	219,176	360	219,536
2. 国庫支出金		322,902	△ 6,226	316,676
	1. 国庫負担金	206,610	△ 12,791	193,819
	2. 国庫補助金	116,292	6,565	122,857
3. 道支出金		197,933	△ 11,079	186,854
	1. 道負担金	185,991	△ 10,739	175,252
	2. 道補助金	11,942	△ 340	11,602
4. 支払基金交付金		332,660	△ 20,040	312,620
	1. 支払基金交付金	332,660	△ 20,040	312,620
5. 財産収入		10	219	229
	1. 財産運用収入	10	219	229
6. 繰入金		242,685	△ 33,628	209,057
	1. 一般会計繰入金	219,685	△ 10,628	209,057
	2. 基金繰入金	23,000	△ 23,000	0
歳入合計		1,366,805	△ 70,394	1,296,411

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		31,327	△ 436	30,891
	1. 総務管理費	22,359	△ 116	22,243
	2. 介護認定審査会費	8,852	△ 320	8,532
2. 保険給付費		1,208,006	△ 72,400	1,135,606
	1. 介護サービス等諸費	1,074,064	△ 70,000	1,004,064
	2. 介護予防サービス等諸費	38,852	2,200	41,052
	3. 高額介護サービス等費	34,887	500	35,387
	4. 高額医療合算介護サービス等費	2,914	△ 100	2,814
	5. 特定入所者介護サービス等費	56,478	△ 5,000	51,478
3. 地域支援事業費		74,397	△ 2,400	71,997
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	24,075	△ 1,820	22,255
	2. 包括的支援事業費	50,322	△ 580	49,742
4. 基金積立金		23,193	230	23,423
	1. 基金積立金	23,193	230	23,423
6. 予備費		1,045	4,612	5,657
	1. 予備費	1,045	4,612	5,657
歳出合計		1,366,805	△ 70,394	1,296,411

議案第62号

令和7年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和7年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,763千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ216,316千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月5日提出

洞爺湖町長 下道英明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料		131,409	7,403	138,812
	1. 後期高齢者医療保険料	131,409	7,403	138,812
2. 繰入金		69,011	351	69,362
	1. 一般会計繰入金	69,011	351	69,362
5. 国庫支出金		0	1,009	1,009
	1. 国庫補助金	0	1,009	1,009
歳入合計		207,553	8,763	216,316

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		9,869	1,009	10,878
	1. 総務管理費	9,869	1,009	10,878
2. 後期高齢者医療 広域連合納付金		196,312	7,754	204,066
	1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	196,312	7,754	204,066
歳出合計		207,553	8,763	216,316

議案第63号

令和7年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和7年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第4条資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額94,569千円は、過年度分損益勘定留保資金77,721千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額16,848千円で補てんするものとする。）

〈支 出〉

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	275,595	0	276,069
第1項 企業債償還金	90,263	0	90,263
第2項 建設改良費	182,435	0	182,435
第3項 資産購入費	2,897	474	3,371

令和8年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

議案第64号

令和7年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和7年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(収入) (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業収益	683,757	3,411	687,168
第1項 営業収益	196,888	0	196,888
第2項 営業外収益	486,868	3,411	490,279
第3項 特別損失	1	0	1

(支出) (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	683,757	3,411	687,168
第1項 営業費用	660,703	2,756	663,459
第2項 営業外費用	20,347	0	20,347
第3項 特別損失	1	0	1
第4項 予備費	2,706	655	3,361

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(収入) (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	278,816	△28,000	250,816
第1項 企業債	122,700	△14,500	108,200
第2項 他会計補助金	17,000	0	17,000
第3項 国庫補助金	135,720	△13,500	122,220
第4項 道支出金	3,257	0	3,257
第5項 負担金等	139	0	139

(支出) (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	437,329	△28,000	409,329
第1項 企業債償還金	175,167	0	175,167
第2項 建設改良費	260,840	△28,000	232,840
第3項 国庫補助金返還金	1,322	0	1,322

第4条 予算第5条に定めた企業債の限度額を、次のとおり補正する。

(単位：千円)

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法
公共 下水道 事業	122,700	普通 貸借 又は 証券 発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる資金に ついて、利 率見直しを 行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	政府資金又は その他資金と し、その融資 条件による。 ただし、町財 政の都合によ り据置期間及 び償還期限を 短縮し、もし くは繰上償還 又は低利に借 換えることが できる。	108,200	同左	同左	同左

令和8年3月5日提出

洞爺湖町長 下道英明

議案第65号

令和8年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算

令和8年度虻田郡洞爺湖町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,673,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

- 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

- 第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

令和8年3月5日提出

洞爺湖町長 下道英明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 町	税	1,285,450
	1. 町 民 税	411,340
	2. 固 定 資 産 税	565,700
	3. 軽 自 動 車 税	24,760
	4. 町 た ば こ 税	81,000
	5. 入 湯 税	64,000
	6. 宿 泊 税	138,650
2. 地 方 譲 与 税		72,500
	1. 自 動 車 重 量 譲 与 税	51,000
	2. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	16,500
	3. 森 林 環 境 譲 与 税	5,000
3. 利 子 割 交 付 金		300
	1. 利 子 割 交 付 金	300
4. 配 当 割 交 付 金		2,800
	1. 配 当 割 交 付 金	2,800
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		3,000
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	3,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金		20,000
	1. 法 人 事 業 税 交 付 金	20,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金		235,000
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	235,000
8. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		1,000
	1. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,000
9. 環 境 性 能 割 交 付 金		7,500
	1. 環 境 性 能 割 交 付 金	7,500

款	項	金額
10. 地方特例交付金		3,000
	1. 地方特例交付金	3,000
11. 地方交付税		3,455,000
	1. 地方交付税	3,455,000
12. 交通安全対策特別交付金		600
	1. 交通安全対策特別交付金	600
13. 分担金及び負担金		43,443
	1. 分担金	9,675
	2. 負担金	33,768
14. 使用料及び手数料		210,821
	1. 使用料	178,352
	2. 手数料	32,469
15. 国庫支出金		522,929
	1. 国庫負担金	331,826
	2. 国庫補助金	186,977
	3. 委託金	4,126
16. 道支出金		358,622
	1. 道負担金	211,280
	2. 道補助金	133,355
	3. 委託金	13,987
17. 財産収入		34,831
	1. 財産運用収入	30,829
	2. 財産売却収入	4,002
18. 寄附金		294,047
	1. 寄附金	294,047
19. 繰入金		351,690
	1. 繰入金	351,690

款	項	金額
20. 繰越金		20,000
	1. 繰越金	20,000
21. 諸収入		75,967
	1. 延滞金、加算金及び過料	3
	2. 預金利子	1
	3. 貸付金元利収入	13,530
	4. 受託事業収入	11,237
	5. 雑収入	51,196
22. 町債		674,500
	1. 町債	674,500
歳入合計		7,673,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 議 会 費		68,171
	1. 議 会 費	68,171
2. 総 務 費		780,282
	1. 総 務 管 理 費	741,782
	2. 徴 税 費	9,114
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	18,861
	4. 選 挙 費	8,492
	5. 統 計 調 査 費	881
	6. 監 査 委 員 費	1,152
3. 民 生 費		2,188,430
	1. 社 会 福 祉 費	1,098,842
	2. 国 民 年 金 費	33
	3. 医 療 助 成 費	171,985
	4. 児 童 福 祉 費	168,046
	5. 保 育 所 費	749,524
4. 衛 生 費		532,316
	1. 保 健 衛 生 費	185,302
	2. 環 境 衛 生 費	25,492
	3. 畜 犬 対 策 費	260
	4. 清 掃 費	318,067
	5. 公 害 対 策 費	3,195
5. 労 働 費		3,200
	1. 労 働 費	3,200
6. 農 林 水 産 業 費		161,829
	1. 農 業 費	123,039
	2. 林 業 費	6,373
	3. 水 産 業 費	32,417

款	項	金額
7. 商 工 費		236,310
	1. 商 工 費	42,726
	2. 觀 光 費	193,584
8. 土 木 費		688,165
	1. 土 木 管 理 費	36,614
	2. 道 路 橋 梁 費	214,514
	3. 公 園 及 び 綠 化 費	34,177
	4. 都 市 計 画 費	260,189
	5. 住 宅 ・ 建 築 費	142,671
9. 消 防 費		318,013
	1. 消 防 費	318,013
10. 教 育 費		458,880
	1. 教 育 総 務 費	137,218
	2. 小 学 校 費	58,508
	3. 中 学 校 費	56,768
	4. 社 会 教 育 費	79,461
	5. 保 健 体 育 費	126,925
11. 公 債 費		1,022,652
	1. 公 債 費	1,022,652
12. 給 与 費		1,194,752
	1. 給 与 費	1,194,752
13. 予 備 費		20,000
	1. 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		7,673,000

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
子ども医療助成 拡大事業	13,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる資金につ いて、利率見直 しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	政府資金又はその他 資金とし、その融資条 件による。 ただし、町財政の都 合により措置期間及び 償還期限を短縮し、も しくは繰上償還又は低 利に借換えることがで きる。
保育所統合複合化 施設建設事業	463,200	同上	同上	同上
観光イベント等 補助事業	27,000	同上	同上	同上
道営土地改良事業	9,900	同上	同上	同上
西いぶり広域連合 新中間処理施設 建設事業	90,800	同上	同上	同上
橋梁長寿命化事業	12,300	同上	同上	同上
町営住宅長寿命化 改修事業	51,500	同上	同上	同上
高校生通学費等 助成事業	6,800	同上	同上	同上

議案第66号

令和8年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算

令和8年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,163,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

令和8年3月5日提出

洞爺湖町長 下道英明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 国 民 健 康 保 險 税		180,813
	1. 国 民 健 康 保 險 税	180,813
2. 道 支 出 金		853,780
	1. 道 負 担 金	853,780
3. 財 産 収 入		1
	1. 財 産 運 用 収 入	1
4. 繰 入 金		129,000
	1. 繰 入 金	129,000
5. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
6. 諸 収 入		5
	1. 延滞金、加算金及び過料	2
	2. 預 金 利 子	1
	3. 受 託 事 業 収 入	1
	4. 雑 入	1
歳 入 合 計		1,163,600

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		36,661
	1. 総 務 管 理 費	35,338
	2. 徴 収 費	510
	3. 運 営 協 議 会 費	241
	4. 特 別 対 策 事 業 費	572
2. 保 険 給 付 費		843,732
	1. 保 険 給 付 費	843,732
3. 国民健康保険事業費納付金		264,525
	1. 国民健康保険事業費納付金	264,525
4. 保 健 事 業 費		14,949
	1. 保 健 事 業 費	8,879
	2. 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	6,070
5. 基 金 積 立 金		1
	1. 基 金 積 立 金	1
6. 公 債 費		100
	1. 公 債 費	100
7. 諸 支 出 金		504
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	504
8. 予 備 費		3,128
	1. 予 備 費	3,128
歳 出 合 計		1,163,600

議案第67号

令和8年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算

令和8年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,333,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月5日提出

洞爺湖町長 下道英明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 介 護 保 険 料		219,783
	1. 介 護 保 険 料	219,783
2. 国 庫 支 出 金		327,767
	1. 国 庫 負 担 金	204,893
	2. 国 庫 補 助 金	122,874
3. 道 支 出 金		200,634
	1. 道 負 担 金	185,107
	2. 道 補 助 金	15,527
4. 支 払 基 金 交 付 金		331,562
	1. 支 払 基 金 交 付 金	331,562
5. 財 産 収 入		10
	1. 財 産 運 用 収 入	10
6. 繰 入 金		253,687
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	223,711
	2. 基 金 繰 入 金	29,976
7. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
8. 諸 収 入		56
	1. 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	2
	2. 預 金 利 子	1
	3. 雑 入	53
歳 入 合 計		1,333,500

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		35,249
	1. 総 務 管 理 費	23,125
	2. 介 護 認 定 審 査 会 費	8,703
	3. 運 営 協 議 会 費	231
	4. 計 画 策 定 委 員 会 費	3,190
2. 保 険 給 付 費		1,200,000
	1. 介 護 サービス等諸費	1,058,000
	2. 介 護 予 防 サービス等諸費	46,000
	3. 高 額 介 護 サービス等費	38,000
	4. 高 額 医 療 合 算 介 護 サービス等費	3,000
	5. 特 定 入 所 者 介 護 サービス等費	54,150
	6. そ の 他 諸 費	850
3. 地 域 支 援 事 業 費		96,815
	1. 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サービス事業費	28,012
	2. 包 括 的 支 援 事 業 費	68,803
4. 基 金 積 立 金		30
	1. 基 金 積 立 金	30
5. 諸 支 出 金		151
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	151
6. 予 備 費		1,255
	1. 予 備 費	1,255
歳 出 合 計		1,333,500

議案第68号

令和8年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ232,391千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年3月5日提出

洞爺湖町長 下道英明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 後期高齢者医療保険料		151,887
	1. 後期高齢者医療保険料	151,887
2. 繰 入 金		80,500
	1. 一般会計繰入金	80,500
3. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
4. 諸 収 入		3
	1. 延滞金、加算金及び過料	2
	2. 雑 入	1
歳 入 合 計		232,391

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		10,208
	1. 総 務 管 理 費	9,271
	2. 徴 収 費	937
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		221,451
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	221,451
3. 諸 支 出 金		500
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	500
4. 予 備 費		232
	1. 予 備 費	232
歳 出 合 計		232,391

議案第69号

令和8年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 3,568戸
- (2) 年間総給水量 883,900m³
- (3) 1日平均給水量 2,421m³
- (4) 主要な建設改良事業
 - (ア) 配水管布設替工事 513m
 - (イ) 浄水場施設整備 一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収入)

第1款	水道事業収益	294,600千円
第1項	営業収益	191,451千円
第2項	営業外収益	103,148千円
第3項	特別利益	1千円

(支出)

第1款	水道事業費用	294,600千円
第1項	営業費用	273,207千円
第2項	営業外費用	14,892千円
第3項	特別損失	1千円
第4項	予備費	6,500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額94,728千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,420千円、過年度分損益勘定留保資金88,308千円で補てんするものとする。)

(収 入)

第 1 款	資 本 的 収 入	164,100千円
第 1 項	企 業 債	164,100千円

(支 出)

第 1 款	資 本 的 支 出	258,828千円
第 1 項	企 業 債 償 還 金	94,657千円
第 2 項	建 設 改 良 費	164,171千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上水道施設監視制御設備更新工事	令和9年度	59,070千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業	164,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又はその他資金とし、その融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用
- (2) 資本的支出のうち、建設改良費及び企業債償還金間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 9, 214千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、44, 600千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、7, 910千円と定める。

令和8年3月5日提出

洞爺湖町長 下道英明

議案第70号

令和8年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-----------------------|
| (1) 給水戸数 | 779戸 |
| (2) 年間総給水量 | 211,800m ³ |
| (3) 1日平均給水量 | 580m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| (ア) 簡易水道施設整備 | 一式 |
| (イ) 配水管布設替工事 | 130m |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収入)

第1款	簡易水道事業収益	92,500千円
第1項	営業収益	47,203千円
第2項	営業外収益	45,296千円
第3項	特別利益	1千円

(支出)

第1款	簡易水道事業費用	92,500千円
第1項	営業費用	86,573千円
第2項	営業外費用	3,926千円
第3項	特別損失	1千円
第4項	予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額21,742千円は、当年度分損益勘定留保資金16,100千円、減債積立金5,642千円で補てんするものとする。)

(収 入)

第 1 款	資 本 的 収 入	8 1, 3 3 0 千円
第 1 項	企 業 債	5 7, 4 0 0 千円
第 2 項	他 会 計 補 助 金	2 3, 9 3 0 千円

(支 出)

第 1 款	資 本 的 支 出	1 0 3, 0 7 2 千円
第 1 項	企 業 債 償 還 金	4 5, 4 4 2 千円
第 2 項	建 設 改 良 費	5 7, 6 3 0 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業	57,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又はその他資金とし、その融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 簡易水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用
- (2) 資本的支出のうち、建設改良費及び企業債償還金間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 10,601千円

(他会計からの補助金)

第9条 簡易水道事業等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、44,400千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,957千円と定める。

令和8年3月5日提出

洞爺湖町長 下道英明

議案第71号

令和8年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 接 続 戸 数 3, 5 4 4 戸
- (2) 年 間 処 理 水 量 2, 1 4 6, 6 5 2 m³
- (3) 1 日 平 均 処 理 量 5, 8 8 1 m³
- (4) 主要な建設改良事業
 - (ア) 洞爺湖温泉ポンプ場外改築更新工事 一式
 - (イ) 汚水1号幹線枝線管路改築更新工事 一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収 入)

第1款	下水道事業収益	678,400千円
第1項	営業収益	203,929千円
第2項	営業外収益	474,470千円
第3項	特別利益	1千円

(支 出)

第1款	下水道事業費用	678,400千円
第1項	営業費用	656,124千円
第2項	営業外費用	19,475千円
第3項	特別損失	1千円
第4項	予備費	2,800千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額158,563千円は、当年度分損益勘定留保資金114,024千円及び減債積立金44,539千円で補てんするものとする。)

(収 入)

第1款	資 本 的 収 入	388,054千円
第1項	企 業 債	190,600千円
第2項	他 会 計 補 助 金	10,000千円
第3項	国 庫 補 助 金	184,600千円
第4項	道 支 出 金	2,852千円
第5項	負 担 金 等	2千円

(支 出)

第1款	資 本 的 支 出	546,617千円
第1項	企 業 債 償 還 金	171,395千円
第2項	建 設 改 良 費	375,222千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
洞爺湖町公共下水道洞爺湖温泉ポンプ場外の建設工事委託に関する協定	令和9年度	334,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業	190,600	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又はその他資金とし、その融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 下水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用
- (2) 資本的支出のうち、建設改良費及び企業債償還金間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 44,748千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、245,843千円である。

令和8年3月5日提出

洞爺湖町長 下道英明